

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和6年2月28日（水）午前9時30分
閉会日	令和6年2年28日（水）午後1時21分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 富田えいじ 副委員 長 おくだけんじ 委 員 伊藤真規子 大島令子 木村さゆり なかじま和代 山田けんたろう わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 福岡隆也 福祉部次長 中野智夫 長寿課長 水野真樹 課長補佐（いきいき長寿、地域支援担当） 森 延光 課長補佐（介護保険担当）兼介護保険係長 遠藤健一 保険医療課長 林 元美 課長補佐 伊藤弘憲 国保年金係長 浜田のぞみ 子ども部長 飯島 淳 次長兼子ども未来課長 近藤かおり 課長補佐（保育担当）兼保育係長 水野真紀子 課長補佐（児童担当）兼児童係長 柴田浩善 請願者 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX
	計 16 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 岡崎つよし 議会事務局長 横地賢一 主任 佐藤有美
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

請願第1号 ワクチン接種記録の保存期間の延長を求める請願

委員長 請願者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

請願者 現在、様々なワクチン接種が行われているが、ごく稀に重度の副反応や後遺症の報告がある。令和5年第2回定例会の富田えいじ議員の一般質問によると、本市でも新型コロナワクチン接種後に厚生労働省へ提出した「副反応疑い報告」が16件、健康被害救済制度の申請が7件あったとのことである。

現在の接種記録の運用状況だと、接種から5年を超えると自治体や国、医療機関でデータやカルテを破棄している恐れがあり、本人が接種券等を保管していない場合は、公的資料が全くない状態もあり得る。また、過去の薬害で、医療機関のカルテの破棄が救済の壁となった例もある。

東京都小平市や千葉県我孫子市では、市議会に取り上げ、保存期間を自治体独自の判断でそれぞれ30年と10年に延長している。

過去の薬害で和解までに26年を要したこともあり、『長久手市文書取扱規程』第35条 別表、「11年以上保存：4 審査請求、訴願、訴訟及び和解等に関する特に重要な文書」に該当する可能性があると考える。

今後 開発承認される予防接種も含め、長久手市で接種する全てのワクチンの接種記録について、国が法令で定める5年で破棄することなく、『11年以上保存』への変更をお願いしたく、市議会からも市長に働きかけてほしい。

委員長 請願者の説明に対する質疑はあるか。

大島委員 対象となるワクチンは、新型コロナワクチンに限らず、乳幼児や高齢者に接種するその他のワクチンも全て含めるということか。

請願者 そのとおりである。

その他のワクチンにおいても、様々な副反応や死亡、重篤な後遺症等の報告があるため、全てのワクチンについて、接種記録の長期保存をお願いしたい。

大島委員 本市の接種記録の保存方法は調べているか。

請願者 詳しくは調べていない。

木村委員 小平市や我孫子市の他に事例はあるか。

請願者 その他には把握していないが、幾つかの市議会の一般質問等で取り上げられていることは確認している。

伊藤委員 国に対しての運動は、何かしているのか。

請願者 今のところ何もしていない。国からの指示を待つのではなく、市での延長をお願いしたい。

委員長 特に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

紹介議員 請願第1号について説明

伊藤委員 全ての予防接種記録のデータ保存を要望することだが、本市は紙の予診票を5年間保存し、入れ替えて破棄している。これらのデータは電子化されておらず、電子化するには費用がかかる。国に対して意見書を提出するのではなく、市独自で保存期間を延長するというのは、必要となる予算をどのように考えているのか。

紹介議員 予算が必要なことは承知しているが、現に副反応等で苦しむ人がおり、各種ワクチンが100パーセント安全とは言えない状況である以上、市民の命と安全を守る観点からデータ保存が重要と考える。とはいえ、予算も大切であることから、なるべく費用がかからない方法を検討しながら進めていただきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

大島委員 紙の予診票を保存し続けるのは、庁舎が手狭で現実的ではなく、データ化する必要があるが、それには費用がかかる。まずは国に対して意見すべきと考えるため、今回、市の独自の延長とした請願は賛同しかねる。

賛成討論

なかじま委員 子宮頸癌ワクチンによる副反応について、因果関係は今でも係争中とのことである。また、新型コロナワクチン接種は令和3年の春に開始をしているため、廃棄予定の5年後は目前である。後になってわかることもあるので、保存期間や場所等に課題はあるが、長期保存は重要と考える。

電子化については、技術の進歩によって高速にデータ化する手法は幾つ

もあるため、手法は市に任せるのがいいと思う。

ただ、今回は5年保存のものを11年以上に延長して欲しいという請願であるため、その部分について賛同したい。

反対討論

木村委員 現在、国の審議会において、予防接種に関する記録のあり方が議論されており、国はその結果を踏まえて必要な検討を行っていくとのことなので、本市も国の判断に従うべきと考え、今回の請願には賛同しかねる。

賛成討論

山田委員 本市でもワクチン接種後の副反応等で苦しんでいる人は現実にいる。保管や国の動向の問題が前提としてあることはもちろん理解しているが、請願者及び賛同者の願いは、市から声を上げることであり、市議会からも市長に働きかけて欲しいとのことである。まずはそこから国に訴えかけなければ、国も動きようがないと思っている。市内でも起きている問題であることから、請願者の願いを重く受け止め、賛成討論とする。

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成少数により、不採択

委員長 この際、暫時休憩。

<午前9時55分休憩>

<午前10時00分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

市長 あいさつ

議案第26号 長久手市介護保険条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第26号について説明

なかじま委員 第9期計画では、第8期計画の第9段階が第9段階と第10段階に分かれ

るなど、細分化されていることがわかるが、第16段階について、「1,500万円以上」とひとくくりになっていることに違和感を感じる。対象者が196人もいるのであれば、取れるところから取ることを考え、もう1段階あってもよいのではないか。

長寿課長 所得区分の最高額については、県内の市町を参考になっている。1,500万円より高い区分を設定している市町はかなり少ない状況である。

大島委員 第9期計画の第10段階から第16段階までの対象者は745人で、全体の0.6パーセントである。所得区分を細分化することによる保険料の増加見込みを考えたときに、人数としては少ないように思うが、どうか。

課長補佐（介護保険担当）

本市の人数配分としては、第5段階の基準額を中心とした第4段階から第7段階の所得区分が多い。先ほどの質問にあった1,500万円以上の区分では、本市の保険料率は国の標準より掛け率が高く、基準額の2.8倍となっており、1人に対して約3人分もらうことになる。この部分の細分化については、段階的に考えていきたい。

大島委員 介護給付費準備基金取崩額が2億5,000万円とのことだが、取り崩した後の残額は幾らか。

課長補佐（介護保険担当）

令和5年度末の見込みで、約3億円である。

大島委員 財源は、第8期計画では、40歳から64歳の保険料が27パーセント、65歳以上の保険料が23パーセント、公費が50パーセントとのことだが、第9期計画でも同様か。

課長補佐（介護保険担当）

そのとおりである。

大島委員 財源の割合が変わらないということは、介護保険特別会計が膨らんでいく以上、その27パーセントや23パーセントを、保険料として市民からいただくかなければならないということか。

課長補佐（介護保険担当）

そのとおりである。

大島委員 介護給付費準備基金を2億5,000万円取り崩してもなお、3億円残るとのことだが、基金はどの程度残す必要があるのか。3億円とした理由はどのようなのか。

長寿課長 介護認定者が毎年増加しており、令和12年頃には、基金を入れられない状態で、月額保険料が約7,000円まで上がると推計される。

本市は現状、調整交付金も交付されておらず、国にその部分も負担して

もらえない。今後の見通しを立てながら、将来の保険料の増加を少しでも抑えるために今回の取崩額を決定した。

わたなべ委員 他市町で18段階の市町もあるが、なぜ16段階としたのか。

長寿課長 本市は今まで国の示す区分とは異なっていたが、今回、国が新たに設定した区分に合わせて、最高区分を細分化して16段階とした。最高額については、保険料率の掛け率を2.6倍から2.8倍に引き上げて所得再分配機能を強化した。

わたなべ委員 介護給付費準備基金について、3年間で積み立てたものを、全額次の3年間で活用してもよいという国の方針があったと思う。3億円残したとのことだが、保険料を払っている人に還元するべきではないか。

長寿課長 先ほどもお答えしたとおり、先が見通せない状況である。今回、基金を2億5,000万円使って、保険料を約551円引き下げている。次期改定時に月額7,000円程度となった場合、ある程度の基金がないと介護保険制度の安定的な運営が難しくなる。当然、並行して介護予防で給付を減らす取り組みにも努めていきたいと考えている。

山田委員 本市は県内4位の所得がある中、今回第9期計画を作成するにあたり、参考とした市町はどこか。

長寿課長 所得区分は県内の市町、保険料の単価は近隣市町を参考にした。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 介護認定者が増えているため介護保険料が上がっているとのことだが、介護サービスの利用が増えると、その分また保険料が上がる。財源の50パーセントである公費の割合が増えれば、保険料は下げられる。公費の割合を上げるよう国に提言していただきたく、反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 27 号 長久手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 27 号について説明

わたなべ委員 身体的拘束等に関する規定を追加することだが、内容はどのようなか。
長寿課長 身体的拘束の適正化として追加する。身体的拘束は基本的には行ってはいけないものだが、本人や他の利用者に命の危険があるなどやむを得ない場合に、記録を取ることを条件に行うことを定義したものである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 介護の現場では、人員不足が深刻な問題となっている。人員不足を解消し、人が人を介護すれば、身体的拘束をしなくてもよい状況が生まれる。適正な人員配置の方が重要と考え、反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 28 号 長久手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 28 号について説明

大島委員 市内に指定地域密着型介護予防サービス事業を行っている施設は幾つあるか。また、その施設はどこか。

課長補佐（介護保険担当）

介護予防認知症対応型共同生活介護としては 3 か所あり、グループホーム嬉楽家、サポートハウス東名ながくて、ハートフルハウスグループホームよろこんぶである。

また、介護予防小規模多機能型居宅介護としては 1 か所で、小規模多機

能型居宅介護「楽家晴」である。

大島委員 改正内容にある利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会は、事業所が事業所内に設置するのか。

課長補佐（介護保険担当）
そのとおりである。

大島委員 委員会の設置は、誰がどのように確認するのか。

課長補佐（介護保険担当）
市が実地指導を行い、確認する。

大島委員 実地指導はどれくらいの頻度で行われるのか。

課長補佐（介護保険担当）
3年に1回である。ただし、運営推進会議を2か月に1回実施しているため、その時に確認することも考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 議案第27号と同様、介護職員の充実した対応が必要であり、そこが解決されないことには十分な対応は不可能と考えるため、反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

<午前10時45分休憩>

<午前10時55分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

議案第 29 号 **長久手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

長寿課長 議案第 29 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論

わたなべ委員 議案第 27 号と同様の理由から反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 30 号 **長久手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

長寿課長 議案第 30 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論

わたなべ委員 賃金が高産業より低く、人手不足も深刻な介護業界への参入を促すには、専門性に見合った抜本的な処遇改善が必要と考え、反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 31 号 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

保険医療課長 議案第 31 号について説明

大島委員 先の本会議での答弁から、被用者保険等保険者の代表は、全国健康保険協会愛知支部を予定しているとのことだが、全国健康保険協会は県内の多くの自治体と協定を締結しており、本市も平成 28 年 11 月に締結している。全国健康保険協会愛知支部との協定では、具体的にどのような連携や協力をしているのか。

国保年金係長 ジェネリック医薬品の利用促進に関し、共同名義で通知を送付している。また、令和 5 年度においては、特定健診を国民健康保険の加入者と協会けんぽの加入者が同日、同会場で受けられる日程を 1 日設け、福祉の家にて実施した。

大島委員 協定による連携や協力で、今後、他に考えていることはあるか。

保険医療課長 保健事業などで連携・協力できることがあれば、取り入れていきたいと考えている。

わたなべ委員 令和 5 年度第 3 回長久手市国民健康保険運営協議会で答弁されていたが、今回の改正は、社会保険から前期高齢者納付金という形で国民健康保険の運営費用が支払われており、意見をいただくことでより円滑に運営を行えることから、改正に至ったということによいか。

保険医療課長 そのとおりである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 32 号 長久手市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

子ども未来課長 議案第 32 号について説明

わたなべ委員 保育所の定員を削るとは、どういうことか。

子ども未来課長 条文中に「定員」という表記があるため、「定員」という表記を削るという
ことである。

わたなべ委員 定員については、約130人で変わらないということか。

子ども未来課長 市が洞保育園がなくなるわけではないため、市全体の定員に影響はない。

なかじま委員 公私連携型保育所制度のメリットはどのようなか。

課長補佐（保育担当）

指定管理者と公私連携法人の違いとして、指定管理者による運営は公設
民営であることから、国や県から保育給付費が交付されない。一方、公私
連携法人の場合は、協定により市と連携して運営を行うため、運営上に大
きな違いはないが、公私連携型保育所となることで民間保育所としての扱
いになり、保育給付費が交付される。そのため、市の負担額が大幅に減る
ことになる。

なかじま委員 公私連携型保育所となることで受けられる保育給付費の交付額は幾らか。

子ども未来課長 運営費の4分の3が対象となるため、令和5年度の段階では1億4,000
万円程度と試算していたが、保育士の処遇改善等で運営費が増額すれば、
その4分の3ということになる。なお、この運営費は、あくまで保育園の
運営にかかるものである。児童館及び児童館で行われている放課後児童ク
ラブについては、別に補助金がある。

わたなべ委員 保育給付費の交付以外に違いはあるか。

課長補佐（保育担当）

運営上に大きな違いはない。

わたなべ委員 公私連携型保育所になると、どのような運営になるのか。

子ども未来課長 先ほどお答えしたとおり、運営について今までと大きく変わることはな
いが、民営のメリットとして、独自性を発揮していただくことが可能にな
る。

山田委員 児童館との連携に変更はあるか。

子ども未来課長 児童館の運営についても同じ法人に委託をする予定であり、今までと大
きく変わることはない。

大島委員 市が洞児童館内の放課後児童クラブは、株式会社トライグループに委託
している「ながくてひろば」から外れているが、今後も外れたままなのか。

課長補佐（児童担当）

市が洞第2児童クラブは、令和6年度も株式会社ポピンズエデュケアに
指定管理委託している。令和7年度以降については、公私連携型の協定期
間は10年間だが、その中でどのようにしていくか検討していく。

なお、預かりなどの条件については、「ながくてひろば」と同様である。

公私連携型に移行しても同じ条件となるよう、協議を進めている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 保育園は子どもたちの成長を支え、子どもたちに大きな影響を与える施設である。民設民営により独自性を発揮して収益を得ることは、目的にそぐわないため、反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 36 号 財産の無償貸付について

子ども未来課長 議案第 36 号について説明

山田委員 対象となる財産は、行政財産か普通財産か、どちらに当たるのか。

子ども未来課長 土地は普通財産である。建物も基本的には普通財産だが、児童館部分については行政財産である。

山田委員 行政財産に当たると、地方自治法上は公用に供する財産となり、目的外使用となれば、無償貸付をする場合は一度施設を廃止しなければならないと考えるが、どうか。

子ども未来課長 設置条例のとおり、行政目的の使用であるため、問題ないことを確認している。

山田委員 契約期間中の建物のメンテナンス費用はどうなるのか。

子ども未来課長 老朽化した部分と取替が必要なものについて、令和 6 年度に市の負担で修繕及び取替を行う予定である。その後、契約期間中の修繕等の費用は、基本的には公私連携型保育法人が負担することになる。

大島委員 市内には多くの民間保育所があり、特定の事業者だけ土地及び建物を無償貸付するのはどうかと思うが、法的に有償とできないのか。有償とする考えはなかったのか。

子ども未来課長 市が洞保育園は、建設時に土地及び建物について、社会資本整備総合交

付金を充当しており、貸付を有償とした場合、国庫の返還が生じるため、無償貸付とした。

特定の事業者だけが無償という恩恵を受けることになるとの指摘だが、事業者の選定については、公平性を保つためにプロポーザル方式にて行っている。

大島委員 建設時にいただいた社会資本整備総合交付金は幾らか。

子ども未来課長 6億円超えの建設費用に対し、約2億円である。なお、有償で貸付けた場合の返還額については、試算していない。

なかじま委員 保育園の名称が変わる可能性はあるか。

子ども未来課長 今のところ、「市が洞保育園」を想定しているが、まだ具体的に名称についての協議をしていないため、今後確認する。

委員長 この際、暫時休憩。

<午前11時39分休憩>

<午前11時45分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

委員長 この際、暫時休憩。

<午前11時46分休憩>

<午後1時15分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

子ども部長 議案第36号について、内容の訂正をする。

2貸付財産の表示、(1)土地のウについて、「地籍」は「地積」の誤りである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 市町村は、保育を必要とする児童を保育所にて保育しなければならないと児童福祉法で規定している。現在、保育所では保育士の非正規化が進ん

でいる。保育士資格がなくてもよい、不安定な雇用形態でも構わないということは、保育の専門性を評価していないということである。家庭とともに、就学前の子育てに責任のある保育施設において、PFIによる運営は賛成しかねるため、反対する。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後1時21分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和6年2月28日

教育福祉委員会委員長 富田えいじ